証券コード　7538
平成27年６月５日

株　主　各　位

大阪市福島区野田一丁目１番86号
大阪市中央卸売市場内
株式会社　大　　水
代表取締役社長執行役員　真　部　誠　司

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第80回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月22日（月曜日）午後４時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月23日（火曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市福島区野田一丁目１番86号
大阪市中央卸売市場内　業務管理棟６階
当社　会議室
３．目的事項
報告事項
１．第80期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第80期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.daisui.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

①　インターネットの普及を考慮して、株主総会を招集する場合に、株主総会参考書類等に記載又は表示すべき事項に係る情報を、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができるようにするための規定を新設するものであります。

②　平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。今後、当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役が選任された場合についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第22条（変更案第23条）及び現行定款第30条（変更案第31条）の規定の一部を変更するものであります。なお、現行定款第22条（変更案第23条）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

③　上記変更に伴う条数の変更及び会社法の改正に伴う本文中の項数の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章・第２章　（条文省略） 第３章　　株 主 総 会 第13条～第16条　（条文省略） （新設）	第１章・第２章　（現行どおり） 第３章　　株 主 総 会 第13条～第16条　（現行どおり） （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第17条　（条文省略） 第４章　取締役および取締役会 第18条～第21条　（条文省略）	第18条　（現行どおり） 第４章　取締役および取締役会 第19条～第22条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第22条　（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第23条～第25条　（条文省略） 第５章　監査役および監査役会 第26条　（条文省略） （選任方法） 第27条　（条文省略） ２．（条文省略） ３．当会社は、会社法第329条第２項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ４．（条文省略） 第28条　（条文省略） 第29条　（条文省略） ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第27条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。 （監査役の責任免除） 第30条　（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第31条・第32条　（条文省略） 第６章　計　算 第33条～第37条　（条文省略）	（取締役の責任免除） 第23条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第24条～第26条　（現行どおり） 第５章　監査役および監査役会 第27条　（現行どおり） （選任方法） 第28条　（現行どおり） ２．（現行どおり） ３．当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ４．（現行どおり） 第29条　（現行どおり） 第30条　（現行どおり） ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第28条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。 （監査役の責任免除） 第31条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第32条・第33条　（現行どおり） 第６章　計　算 第34条～第38条　（現行どおり）

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため、１名減員のうえ取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	真部誠司（まなべせいじ） (昭和22年５月５日生)	昭和45年４月　日本水産株式会社入社 平成17年６月　同社取締役大阪支社長 平成17年６月　当社監査役 平成21年６月　当社代表取締役社長執行役員（現任）	20,000株
2	打浪誠也（うちなみもとなり） (昭和21年11月17日生)	昭和44年４月　当社入社 平成13年６月　当社取締役原料開発部長 平成15年６月　大阪東部冷蔵株式会社取締役（現任） 平成18年６月　当社常務取締役原料開発部担当 平成19年６月　当社常務取締役執行役員本社営業部門担当 平成21年６月　当社取締役常務執行役員大阪本場支社長 平成26年４月　当社取締役常務執行役員大阪本場支社長兼塩干部長（現任）	25,000株
3	成瀬順（なるせじゅん） (昭和24年７月21日生)	昭和48年４月　日本水産株式会社入社 平成19年６月　同社経理部長 平成21年６月　当社常務執行役員管理本部長兼経理部長 平成22年６月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼経理部長 平成23年５月　当社取締役常務執行役員管理本部長（現任）	10,000株
4	湯上信元（ゆがみのぶもと） (昭和34年８月27日生)	昭和58年４月　日本水産株式会社入社 平成18年３月　同社関西水産営業部長 平成21年６月　当社執行役員営業本部長補佐 平成22年４月　当社常務執行役員営業本部長 平成25年１月　株式会社大分水産取締役（現任） 平成25年６月　当社取締役執行役員営業本部長（現任） 平成27年５月　丸魚食品株式会社取締役（現任） 平成27年５月　株式会社京都興産取締役（現任） 平成27年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長（予定）	10,000株
5	松葉知幸（まつばともゆき） (昭和26年３月10日生)	昭和53年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 昭和56年４月　松葉法律事務所設立（現任） 平成14年４月　大阪弁護士会副会長 平成15年７月　特定非営利活動法人消費者ネット関西理事（現任） 平成16年４月　日本弁護士連合会代議員 平成20年４月　近畿弁護士会連合会司法問題対策委員会委員長 平成21年４月　大阪弁護士会司法改革推進本部本部長代行 平成21年６月　当社取締役（現任） 平成24年４月　日本弁護士連合会常務理事 平成27年４月　大阪弁護士会会長（現任） 平成27年４月　日本弁護士連合会副会長（現任）	－株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	細見典男（ほそみのりお） (昭和25年４月12日生)	昭和48年４月　日本水産株式会社入社 平成15年６月　同社取締役 平成19年６月　同社常務取締役 平成21年６月　同社取締役専務執行役員 平成23年４月　同社代表取締役専務執行役員 平成24年６月　同社代表取締役社長執行役員（現任） 平成24年６月　株式会社ファイネット代表取締役社長（現任） 平成26年６月　当社取締役（現任）	－株

（注）１．細見典男氏は、日本水産株式会社の代表取締役社長執行役員を兼務しております。当社は同社との間に商品の仕入れ等の取引があります。なお、他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．松葉知幸氏及び細見典男氏は、社外取締役候補者であります。

３．松葉知幸氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、会社法の期待する取締役会の経営監督機能をさらに強化できるものと判断したためであります。

４．細見典男氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる当業界での豊富な経験と企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただけることを期待したためであります。

５．松葉知幸氏及び細見典男氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって松葉知幸氏が６年、細見典男氏が１年となります。

６．松葉知幸氏及び細見典男氏は、当社との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第22条第２項（第１号議案が承認された場合は、第23条第２項）の規定により、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

７．当社は、松葉知幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役内山和彦氏及び百々季仁氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	内山和彦（うちやまかずひこ） (昭和33年10月10日生)	昭和58年４月　農林中央金庫入庫 平成13年２月　同法人審査部審査役 平成16年１月　同広島支店副支店長 平成17年２月　同営業第二部副部長 平成20年２月　同審査部副部長兼審査役 平成22年６月　同営業第二部長 平成23年６月　同大阪支店参事役 平成23年６月　当社監査役（現任）	－株
2	百々季仁（どどひでひと） (昭和47年２月４日生)	平成８年４月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成10年７月　公認会計士登録 平成16年７月　株式会社クリア代表取締役 平成23年６月　当社監査役（現任） 平成25年10月　株式会社エースアドバイザリー代表取締役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．内山和彦氏及び百々季仁氏は、社外監査役候補者であります。

３．内山和彦氏を社外監査役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる金融機関での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

４．百々季仁氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として高度な専門知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

５．内山和彦氏及び百々季仁氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、両氏とも本総会終結の時をもって４年となります。

６．内山和彦氏及び百々季仁氏は、当社との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第30条第２項（第１号議案が承認された場合は、第31条第２項）の規定により、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

７．当社は、百々季仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役板敷睦男氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
板敷（いたしき）　睦男（むつお）	平成25年６月　当社取締役（現任）

以　上

株主総会会場ご案内略図

会　場　大阪市福島区野田一丁目１番86号
大阪市中央卸売市場内　業務管理棟６階
当社　会議室



最寄駅　■ＪＲ大阪環状線　野田駅下車　徒歩約15分
■地下鉄千日前線　玉川駅下車　徒歩約15分

VEGETABLE OIL INK

第 80 期 報 告 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

事　業　報　告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本
会計監査人の監査報告書　謄本
監査役会の監査報告書　謄本

株式会社　大　　水

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率の引き上げや為替の影響による物価の上昇で個人消費は力強さを欠いたものの、政府による経済対策の効果もあり、企業収益や雇用・所得環境は緩やかながら回復基調で推移しました。

当水産流通業界におきましては、国際競争の激化等により仕入価格が上昇したことや運送・保管コストが増加傾向にあるなかで取扱数量は伸び悩みが続く等、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループでは、安全・安心な水産物を安定供給するという社会的使命を果たすべく、産地出荷者とのネットワークの強化等に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,333億13百万円（前期比1.0％増）、営業利益４億７百万円（前期比152.9％増）、経常利益は５億７百万円（前期比57.3％増）となりました。また、特別利益に固定資産売却益47百万円、特別損失に固定資産除却損14百万円を計上したこと等により、当期純利益は５億７百万円（前期比107.2％増）となりました。

こうしたなか、当社グループは、これからも経営環境の変化に迅速に対応し、安全でより良い商品の集荷販売と適正利益の確保に努め、全社一丸となって業績の向上に取り組んでまいります。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

【水産物販売事業】

水産物販売事業は、売上高については冷凍品を中心に円安等の影響により仕入価格が上昇し販売に苦戦いたしましたが、養殖事業用の餌などの市場外販売が堅調に推移したことから1,331億28百万円（前期比1.0％増）となりました。利益面では、適時適切な集荷への取り組みや効率的な在庫管理に努めるなど原価管理に注力しました。その結果、売上総利益は67億76百万円（前期比5.4％増）となり、営業利益は５億43百万円（前期比90.5％増）となりました。

【冷蔵倉庫等事業】

冷蔵倉庫等事業は、入庫量の減少等により売上高は２億49百万円（前期比2.4％減）となりました。経費削減に努めたものの、営業利益は４百万円（前期比30.5％減）となりました。

セグメントの概況

（単位：百万円）

事業セグメント	売上高	営業利益
水産物販売事業	133,128	543
冷蔵倉庫等事業	249	4
計	133,378	547
調整額	（注1）△65	（注2）△140
合計	133,313	407

（注）１．売上高の調整額はセグメント間の内部売上高であります。
２．営業利益の調整額は各セグメントに配分していない全社費用であります。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達については特記すべき事項はありません。

なお、当社は日本水産株式会社の子会社である株式会社ニッスイ・ジーネットとの間で、ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）基本契約を締結しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

1-3. 直前三事業年度の企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	平成23年度 第 77 期	平成24年度 第 78 期	平成25年度 第 79 期	平成26年度 第80期(当期)
売上高	134,772	126,924	132,008	133,313
経常利益	400	355	322	507
当期純利益（△当期純損失）	336	△447	244	507
１株当たり当期純利益 （△１株当たり当期純損失）	24円52銭	△32円59銭	17円83銭	36円96銭
純資産	4,287	4,053	4,423	5,417
総資産	21,336	19,313	19,100	19,817
１株当たり純資産額	312円14銭	295円17銭	322円20銭	394円69銭

（注）１．１株当たり当期純利益（△１株当たり当期純損失）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

1-4. 対処すべき課題

当社グループは、内部管理体制の一層の強化を図るとともに、安定した収益基盤の構築に向けて、以下の課題解決に取り組んでまいります。

①ガバナンス体制の強化及びリスク管理の徹底

リスクマネジメントをはじめ各会議体を構成し運用していくことにより、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を図ります。

具体的には、リスク管理を徹底するため「リスクマネジメント運営プログラム」を策定し、認識しているリスクに対してその発生を未然に防止するための体制整備を計画的に行ってまいります。

特に、コンプライアンス態勢の構築については別途「コンプライアンス・プログラム」を策定し、様々なコンプライアンス項目に対する改善計画を可視化し、一層の強化・充実に努めてまいります。

②安定した収益基盤の確保

卸売市場経由率の低下が続くと予想されるなか、京阪神を中心とするネットワークを重視した営業戦略により、安定した収益基盤の確保に取り組みます。

ⅰ）営業本部の機能強化、支社間の連携、在庫管理の徹底等を含め、営業力の強化を図る。

ⅱ）全社統合システムを活用した営業戦略の強化。

ⅲ）経営方針を浸透させ、それを実行する。

ⅳ）商品戦略、顧客戦略の再構築を行う。

ⅴ）物流費等、コストダウン戦略を推進する。

ⅵ）債権管理を強化し、不良債権の発生を抑える。

③人員確保と人材教育の実施

以下のとおり人事政策の充実に取り組み、人材を効率的に機能させることにより、社内体制の整備、営業機能の強化に取り組んでまいります。

ⅰ）適正人員の確保と人材育成を行う。

ⅱ）マネジメント能力の向上を図る。

ⅲ）社員の納得性と働きやすい環境の構築を目指し、人事制度の見直しを行う。

④財務体質の改善

財務体質の強化に向け、引き続き在庫管理の徹底等により、借入金の圧縮、資金コストの削減等に取り組んでまいります。

⑤安定配当に向けて

上記課題に取り組み、安定した配当を継続的に行うことを目指してまいります。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント　（平成27年３月31日現在）

事　　業	事　　業　　内　　容
水産物販売事業	中央卸売市場を主要拠点として水産物等の販売事業を行っております。
冷蔵倉庫等事業	水産物の物流拠点として冷蔵倉庫事業を行っております。

1-6. 主要な営業所及び使用人の状況

（1）企業集団の主要拠点等　（平成27年３月31日現在）

会　　社　　名	営　　業　　所　　名	所　　在　　地
当　　社	本社・大阪本場支社	大阪市福島区
	東部支社	大阪市東住吉区
	北部支社	大阪府茨木市
	京都支社	京都市下京区
	神戸支社	神戸市兵庫区
	神戸支社明石営業部	兵庫県明石市
	神戸東部支社	神戸市東灘区
株式会社京都興産	本社	大阪市北区
丸魚食品株式会社	本社	京都市南区
株式会社大分水産	本社	大分県大分市
大阪東部冷蔵株式会社	本社・物流センター	大阪市東住吉区

（2）使用人の状況　（平成27年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事　業　種　類	使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
水産物販売事業	409名（159名）	16名減（ 8名増）
冷蔵倉庫等事業	17名（ 9名）	－　（ 5名増）
全社（共通）	5名（ － ）	－　（ － ）
合　　計	431名（168名）	16名減（13名増）

（注）１．使用人数は、就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
345名（141名）	12名減（8名増）	45.0歳	21.1年

（注）使用人数は、就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

1-7. 重要な子会社の状況

会社名	出資比率	主要な事業内容
	%	
株式会社京都興産	100.0	水産物販売事業
丸魚食品株式会社	100.0	水産物販売事業
株式会社大分水産	100.0	水産物販売事業
大阪東部冷蔵株式会社	100.0	冷蔵倉庫事業

1-8. 主要な借入先及び借入額　（平成27年３月31日現在）

借入先	借入残高
	百万円
農林中央金庫	1,200
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	884
株式会社ニッスイ・ジーネット	500
三井住友信託銀行株式会社	350

1-9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当政策に関する基本方針は、業績が消費動向に大きく影響される特質を踏まえたうえで、将来に向けた安定的な収益基盤づくりのために内部留保の充実を図り、株主の皆様に安定した配当を継続的に行うこととしております。

当期につきましては、年間を通じて業績が順調に推移したことから、期末配当について１株当たり３円とすることを平成27年５月13日開催の取締役会で決議しております。

1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項　（平成27年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　47,800,000株

（2）発行済株式の総数　13,774,819株

（3）株主数　1,310名

（4）大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本水産株式会社	4,453	32.44
株式会社極洋	1,180	8.59
大水従業員持株会	823	5.99
農林中央金庫	694	5.05
株式会社ベニレイ	497	3.62
ニチモウ株式会社	450	3.27
清水元一	400	2.91
阪田和弘	367	2.67
中部水産株式会社	259	1.88
寶船冷蔵株式会社	225	1.64

（注）１．持株比率は自己株式（48,075株）を控除して計算しております。

２．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

4-1．会社役員の状況　（平成27年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担　　当	重要な兼職の状況
真部　誠司	代表取締役 社長執行役員		
打浪　誠也	取締役 常務執行役員	大阪本場 支社長 兼塩干部長	大阪東部冷蔵株式会社　取締役
成瀬　順	取締役 常務執行役員	管理本部長	株式会社京都興産　取締役
湯上　信元	取締役 執行役員	営業本部長	株式会社大分水産　取締役
板敷　睦男	取締役 執行役員	京都支社長 兼営業本部 副本部長	丸魚食品株式会社　取締役
松葉　知幸	取締役		弁護士（松葉法律事務所）
細見　典男	取締役		日本水産株式会社　代表取締役 社長執行役員
内山　和彦	常勤監査役		
百々　季仁	監査役		公認会計士 株式会社エースアドバイザリー　代表取締役
天利　均	監査役		株式会社極洋　取締役大阪支社長

（注）１．取締役松葉知幸氏及び細見典男氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．監査役内山和彦氏、百々季仁氏及び天利均氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．監査役百々季仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当社は、取締役松葉知幸氏及び監査役百々季仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。

５．株式会社京都興産、丸魚食品株式会社、株式会社大分水産及び大阪東部冷蔵株式会社は、当社の子会社であります。

６．当社は、日本水産株式会社及び株式会社極洋との間に営業上の取引があります。
また、当社は、松葉法律事務所及び株式会社エースアドバイザリーとの間には、記載すべき特別の関係はありません。

4-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取締役	7　名	87　百万円
監査役	4　名	17　百万円
計	11　名	105　百万円

（注）１．上記には、無報酬の取締役１名を含んでおりません。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬等の限度額は、昭和57年６月29日開催の第47回定時株主総会において月額16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬等の限度額は、昭和62年６月26日開催の第52回定時株主総会において月額４百万円以内と決議いただいております。
５．報酬等の額には当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額18百万円（取締役５名17百万円、監査役１名１百万円）を含めております。

4-3. 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

該当事項はありません。

4-4. その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

4-5. 各社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	松葉知幸	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席して、必要に応じ弁護士として独立した観点から発言を行っております。
取締役	細見典男	平成26年６月20日就任以降に開催された取締役会13回のうち６回に出席して、必要に応じ長年経営者として培った豊富な経験・見地から発言を行っております。
監査役	内山和彦	当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、また取締役会16回のすべてに出席して、主に金融業界で培った豊富な経験・見地から、必要に応じ適宜発言を行っております。
監査役	百々季仁	当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、また取締役会16回のすべてに出席して、必要に応じ公認会計士として独立した観点から発言を行っております。
監査役	天利　均	平成26年６月20日就任以降に開催された監査役会11回のすべてに出席し、また取締役会13回のうち12回に出席して、必要に応じ経営者の観点から適宜発言を行っております。

4-6. 責任限定契約に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、平成21年６月29日開催の第74回定時株主総会において定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

①社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

②社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

4-7. 社外役員の報酬等の総額

	支　給　人　数	報　酬　等　の　額	親会社又は、当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	6　名	22　百万円	－

（注）１．上記には、無報酬の社外取締役１名を含んでおりません。

２．報酬等の額には当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額１百万円（社外監査役１名１百万円）を含めております。

4-8. 子会社等からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

4-9. 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

５．会計監査人に関する事項

5-1. 名称　　新日本有限責任監査法人

5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

5-3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

5-4. 過去２年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

5-5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

5-6. 会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43　百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43　百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

5-7. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5-8. 解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、法令及び定款、社内諸規程を遵守し、経営の健全性、透明性、収益性、成長性を確保し、永続的に企業価値を高めていく上で、内部統制システムを重要な基盤として捉え内部統制の強化と、その有効性の継続的な運用を図っていきます。

（１）取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「大水行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。

②「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を制定し、その徹底を図る。

③人事法務部をコンプライアンスの統括部署とし、コンプライアンス委員会と連携の上、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し教育研修を実施する。

④コンプライアンスに係る内部通報及び相談の窓口を社内外に設ける。

⑤役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づき監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換を行い効率的な内部監査を実施する。

⑥「大水行動規範」に基づき、公共の秩序や安全を脅かす反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、不当な要求等を一切排除する。また、その行動指針となる、「反社会的勢力との取引排除規程」の整備を行う。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役会議事録、稟議書、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

②当該文書の管理部署である総務広報部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれらの文書を閲覧に供する。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①定期の取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務遂行に支障を来たさぬ体制を確保する。

②取締役会の下に執行役員で構成された経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達する。また社長は執行役員に経営の現状を説明し、各執行役員は各自の業務執行状況の報告を行う。

③取締役会の下に執行役員及び子会社の社長で構成されたグループ経営会議を設置する。当社社長は執行役員及び子会社の社長にグループ経営の現状を説明し、子会社の社長は各社の業務執行状況の報告を行う。

④取締役会の下に執行役員で構成されたリスクマネジメント会議を設置し、担当部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。

⑤日常の職務の遂行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

（５）当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①「経営理念」「大水行動規範」をグループ会社(当社の子会社)各社で共有し、グループとしての企業価値の向上と業務の適正を確保する。

②内部監査室による業務監査により、グループ会社（当社の子会社）の業務全般にわたる内部統制の適正性と有効性を確保する。

③グループ会社（当社の子会社）各社に取締役及び監査役を派遣し、法令違反、不正行為の抑止、未然防止を図る体制を整備する。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じその人員を確保する。

②当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役会の意見を尊重する。

（７）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役への報告事項は以下のとおりとする。

ａ）取締役会及び経営会議で決議又は報告された事項

ｂ）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ｃ）内部監査の実施状況及びその結果

ｄ）重大な法令違反等

ｅ）内部通報・相談の状況及び通報・相談された事案の内容

ｆ）その他監査役が報告を求める事項

②取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

（８）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。

②監査役は、取締役会に出席するとともに、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

③監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

７．株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり純資産額については、表示数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**13,720**	**流動負債**	**11,124**
現金及び預金	2,055	支払手形及び買掛金	6,881
受取手形及び売掛金	9,272	短期借入金	3,000
商品及び製品	2,083	1年内返済予定の長期借入金	166
繰延税金資産	127	リース債務	20
その他	227	未払金	458
貸倒引当金	△46	未払法人税等	72
固定資産	**6,096**	未払消費税等	143
有形固定資産	**2,957**	賞与引当金	146
建物及び構築物	527	その他	234
機械装置及び運搬具	65	**固定負債**	**3,275**
器具及び備品	62	長期借入金	168
土地	2,268	リース債務	30
リース資産	30	繰延税金負債	332
建設仮勘定	3	再評価に係る繰延税金負債	274
無形固定資産	**630**	退職給付に係る負債	1,954
ソフトウエア	562	役員退職慰労引当金	184
電話加入権	20	その他	331
リース資産	15	**負債合計**	**14,399**
その他	31	（純資産の部）	
投資その他の資産	**2,508**	**株主資本**	**4,270**
投資有価証券	2,367	**資本金**	**2,352**
長期貸付金	285	**資本剰余金**	**497**
破産更生債権等	667	**利益剰余金**	**1,439**
固定化営業債権	866	**自己株式**	**△19**
繰延税金資産	22	**その他の包括利益累計額**	**1,147**
その他	89	**その他有価証券評価差額金**	**792**
貸倒引当金	△1,791	**繰延ヘッジ損益**	**1**
		土地再評価差額金	**225**
		退職給付に係る調整累計額	**127**
		純資産合計	**5,417**
資産合計	**19,817**	**負債・純資産合計**	**19,817**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		133,313
売上原価		126,500
売上総利益		6,813
販売費及び一般管理費		6,406
営業利益		407
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	64	
受取賃貸料	135	
天然ガス売却額	71	
その他	30	303
営業外費用		
支払利息	50	
賃貸費用	73	
天然ガス売却原価	71	
その他	7	202
経常利益		507
特別利益		
固定資産売却益	47	
投資有価証券売却益	8	56
特別損失		
固定資産除却損	14	
投資有価証券評価損	1	
投資有価証券売却損	0	17
税金等調整前当期純利益		547
法人税、住民税及び事業税	99	
法人税等調整額	△60	39
少数株主損益調整前当期純利益		507
少数株主利益		―
当期純利益		507

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	2,352	497	833	△18	3,664
会計方針の変更による累積的影響額			141		141
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,352	497	974	△18	3,805
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△41		△41
当期純利益			507		507
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△0		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	465	△0	464
平成27年３月31日残高	2,352	497	1,439	△19	4,270

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年４月１日残高	476	－	195	87	759	4,423
会計方針の変更による累積的影響額						141
会計方針の変更を反映した当期首残高	476	－	195	87	759	4,565
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△41
当期純利益						507
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	316	1	29	39	388	388
連結会計年度中の変動額合計	316	1	29	39	388	852
平成27年３月31日残高	792	1	225	127	1,147	5,417

（連結注記表）

Ⅰ　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

１．連結の範囲に関する事項

子会社は㈱京都興産、丸魚食品㈱、㈱大分水産及び大阪東部冷蔵㈱の４社であり、すべてを連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社は大阪府中央卸売市場水産物精算㈱、大分魚函サービス㈱、大分水産物精算㈱であります。

(3) 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金（ともに持分に見合う額）等に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券　　償却原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産　　主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)を採用しております。

③ デリバティブ　　時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法を採用しております。

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

また、大阪東部冷蔵㈱は建物及び構築物について定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～47年
機械装置及び運搬具	４～15年
器具及び備品	５～15年

② 無形固定資産 （リース資産を除く）	自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(3) 重要な引当金の計上基準	
① 貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
③ 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
(4) 退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
① 退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の費用処理方法	未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
④ その他の退職給付に係る会計処理の方法	連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方

法を用いた簡便法を適用しております。
また、当社の執行役員に係る退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を合わせて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　為替予約

ヘッジ対象　外貨建金銭債権債務及び予定取引

③ ヘッジ方針　主に当社の内規である「経理規程」及び「輸出入取引に伴う外国為替管理規程」に基づき、外貨建取引について、該当部署が実需の範囲内で個別に為替予約を実施し、全体のポジションは経理部が管理し、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であり、有効性がおおむね100％であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

(6) 消費税等の会計処理の方法　消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

Ⅱ　会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が141百万円減少し、利益剰余金が141百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額は10.28円増加しております。

Ⅲ　追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.9％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.1％となります。

この税率変更により、流動資産の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は11百万円、固定負債の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は37百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が18百万円、その他有価証券評価差額金が37百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、退職給付に係る調整累計額が６百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は29百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

なお、欠損金の繰越控除制度が平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は10百万円減少し、法人税等調整額は10百万円増加しております。

Ⅳ　連結貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産

中央卸売市場にて卸売業務を行うための預託保証金として次の資産を担保に供しております。

投資有価証券	40百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　1,946百万円

３．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行い、評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、当連結会計年度末の時価と再評価後の帳簿価額との差額は397百万円であります。

Ⅴ　連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

Ⅵ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	13,774,819	－	－	13,774,819
合計	13,774,819	－	－	13,774,819
自己株式				
普通株式（注）	44,438	3,637	－	48,075
合計	44,438	3,637	－	48,075

（注）　普通株式の自己株式の増加は、全て単元未満株式の買取りによるものであります。

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年5月15日取締役会	普通株式	41百万円	3円	平成26年3月31日	平成26年6月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年5月13日取締役会	普通株式	利益剰余金	41百万円	3円	平成27年3月31日	平成27年6月8日

Ⅶ　金融商品の時価に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金を銀行等からの借入により調達しております。また一時的な余資については流動性の高い金融資産を中心に運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については経理部にて四半期ごとに時価の把握を行っており、必要に応じて取締役会に報告しております。

支払手形及び買掛金はそのほとんどが短期間に決済されるものであります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に

関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「４.会計処理基準に関する事項（5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)２．参照）。

（単位：百万円）

勘定科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,055	2,055	―
(2)受取手形及び売掛金 貸倒引当金	9,272 △46	9,226	―
(3)有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	 40 2,086	 41 2,086	 0 ―
(4)支払手形及び買掛金　※１	(6,881)	(6,881)	―
(5)短期借入金　※１	(3,000)	(3,000)	―
(6)デリバティブ取引　※２	2	2	―

※１．負債に計上されているものについては（　）で示しております。

※２．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注)１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価額又は取引金融機関から提示された価額によっております。

(4)支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額240百万円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

Ⅷ　賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、大阪府・京都府を中心に、賃貸用マンション、店舗及び駐車場を有しております。平成27年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は69百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
1,890	△30	1,860	1,861

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期末時価は、不動産評価鑑定基準又はそれに準ずる方法により算定しております。

Ⅸ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　394円69銭

２．１株当たり当期純利益　36円96銭

Ⅹ　重要な後発事象に関する注記

投資有価証券売却益（特別利益）の計上

当社は平成27年３月23日開催の取締役会において、当社が保有する投資有価証券の一部を売却する決議を行いました。これにより、下記のとおり平成28年３月期に投資有価証券売却益が発生いたします。

１．投資有価証券売却の理由

資産の効率化及び財務体質向上のため

２．投資有価証券売却の内容

(1) 売却株式　非上場株式１銘柄

(2) 売却日　平成27年４月１日

(3) 投資有価証券売却益　153百万円

Ⅺ　その他の注記

該当する事項はありません。

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益については、表示数値未満を四捨五入しております。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**11,914**	**流動負債**	**9,991**
現金及び預金	1,172	受託販売未払金	129
受取手形	6	買掛金	5,801
売掛金	8,266	短期借入金	3,000
商品及び製品	2,017	1年内返済予定の長期借入金	166
前払費用	41	リース債務	7
関係会社短期貸付金	388	未払金	406
繰延税金資産	116	未払法人税等	37
その他	170	未払消費税等	104
貸倒引当金	△265	未払費用	101
固定資産	**5,923**	賞与引当金	118
有形固定資産	**2,365**	その他	117
建物	253	**固定負債**	**3,202**
構築物	39	長期借入金	168
機械及び装置	44	リース債務	8
車輌及び運搬具	9	繰延税金負債	269
器具及び備品	58	再評価に係る繰延税金負債	274
土地	1,946	退職給付引当金	2,054
リース資産	11	役員退職慰労引当金	109
建設仮勘定	3	その他	318
無形固定資産	**607**	**負　債　合　計**	**13,193**
ソフトウエア	557	（純資産の部）	
電話加入権	17	**株主資本**	**3,628**
その他	31	**資本金**	**2,352**
投資その他の資産	**2,950**	**資本剰余金**	**497**
投資有価証券	2,200	資本準備金	497
関係会社株式	236	**利益剰余金**	**798**
長期貸付金	284	利益準備金	4
関係会社長期貸付金	896	その他利益剰余金	794
破産更生債権等	665	繰越利益剰余金	794
固定化営業債権	864	**自己株式**	**△19**
その他	58	**評価・換算差額等**	**1,015**
貸倒引当金	△2,255	**その他有価証券評価差額金**	**788**
		繰延ヘッジ損益	**1**
		土地再評価差額金	**225**
		純　資　産　合　計	**4,644**
資　産　合　計	**17,837**	**負債・純資産合計**	**17,837**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		122,273
売上原価		116,506
売上総利益		5,766
販売費及び一般管理費		5,517
営業利益		249
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	88	
受取賃貸料	115	
天然ガス売却額	71	
貸倒引当金戻入額	59	
その他	26	379
営業外費用		
支払利息	50	
賃貸費用	69	
天然ガス売却原価	71	
その他	7	199
経常利益		428
特別利益		
固定資産売却益	47	
投資有価証券売却益	8	56
特別損失		
固定資産除却損	14	
投資有価証券評価損	1	
投資有価証券売却損	0	17
税引前当期純利益		468
法人税、住民税及び事業税	40	
法人税等調整額	△68	△28
当期純利益		496

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年4月1日残高	2,352	497	497	－	202	202	△18	3,033
会計方針の変更による累積的影響額					141	141		141
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,352	497	497	－	343	343	△18	3,174
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△41	△41		△41
利益準備金の積立				4	△4	－		－
当期純利益					496	496		496
自己株式の取得							△0	△0
土地再評価差額金の取崩					△0	△0		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	4	450	454	△0	454
平成27年3月31日残高	2,352	497	497	4	794	798	△19	3,628

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日残高	473	－	195	669	3,702
会計方針の変更による累積的影響額					141
会計方針の変更を反映した当期首残高	473	－	195	669	3,843
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△41
利益準備金の積立					－
当期純利益					496
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	315	1	29	346	346
事業年度中の変動額合計	315	1	29	346	800
平成27年3月31日残高	788	1	225	1,015	4,644

（個別注記表）

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法を採用しております。
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産　個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)を採用しております。

(3) デリバティブ　時価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法を採用しております。
但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～47年
機械装置及び運搬具	４～13年
器具及び備品	５～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）　自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
また、執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を合わせて計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
　ヘッジ手段　為替予約
　ヘッジ対象　外貨建金銭債権債務及び予定取引

(3) ヘッジ方針　当社は主に内規である「経理規程」及び「輸出入取引に伴う外国為替管理規程」に基づき、外貨建取引について、該当部署が実需の範囲内で個別に為替予約を実施し、全体のポジションは経理部が管理し、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であり、有効性がおおむね100％であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理　計算書類における未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の取扱いが連結計算書類と異なっており、個別貸借対照表においては、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

(2) 消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

Ⅱ　会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が141百万円減少し、利益剰余金が141百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額は10.28円増加しております。

Ⅲ　貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産

中央卸売市場にて卸売業務を行うための預託保証金として次の資産を担保に供しております。

投資有価証券	40百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　828百万円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	133百万円
短期金銭債務	540百万円

４．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行い、評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、当期末の時価と再評価後の帳簿価額との差額は397百万円であります。

Ⅳ　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,318百万円
営業費用	6,604百万円
営業取引以外の取引高	46百万円

Ⅴ　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の総数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	44,438	3,637	－	48,075
合計	44,438	3,637	－	48,075

（注）普通株式の自己株式の増加は、全て単元未満株式の買取りによるものであります。

Ⅵ　税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

退職給付引当金	660百万円
役員退職慰労引当金	35百万円
貸倒引当金	771百万円
賞与引当金	45百万円
関係会社株式	93百万円
減損損失	283百万円
繰越欠損金	655百万円
その他	119百万円
繰延税金資産小計	2,663百万円
評価性引当額	△2,461百万円
繰延税金資産合計	202百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△354百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△355百万円
繰延税金資産の純額	△152百万円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.9％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.1％となります。

この税率変更により、流動資産の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10百万円、固定負債の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は30百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が16百万円、その他有価証券評価差額金が37百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は29百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

なお、欠損金の繰越控除制度が平成27年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は10百万円減少し、法人税等調整額は10百万円増加しております。

Ⅶ　関連当事者との取引に関する注記

１．親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社	日本水産㈱	被所有 直接32%	商品の売買 役員の受入	商品の買付	仕入　6,530	買掛金	527
その他の関係会社の子会社	㈱ニッスイ・ジーネット	―	資金の借入	資金の借入	―	短期借入金	500

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．日本水産㈱からの商品の買付については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件にて行っております。

２．㈱ニッスイ・ジーネットからの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

また、短期借入金についてはキャッシュ・マネジメント・システムによっており、残高が毎日変動するため、期末残高のみ表示しております。

なお、担保は提供しておりません。

２．子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	大阪東部冷蔵㈱	所有 直接100%	商品の保管 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	返済 52	関係会社長期貸付金	896
子会社	丸魚食品㈱	所有 直接100%	商品の売買 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	－	関係会社短期貸付金	368

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記両社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、運転資金の貸付のため、返済条件は設定しておりません。
また、丸魚食品㈱の短期貸付金についてはキャッシュ・マネジメント・システムによっており、残高が毎日変動するため、期末残高のみ表示しております。
なお、担保は受け入れておりません。

２．大阪東部冷蔵㈱への関係会社長期貸付金及び丸魚食品㈱への関係会社短期貸付金に対し、それぞれ469百万円、226百万円の貸倒引当金を計上しております。

Ⅷ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　338円34銭

２．１株当たり当期純利益　36円18銭

Ⅸ　重要な後発事象に関する注記

投資有価証券売却益（特別利益）の計上

当社は平成27年３月23日開催の取締役会において、当社が保有する投資有価証券の一部を売却する決議を行いました。これにより、下記のとおり平成28年３月期に投資有価証券売却益が発生いたします。

１．投資有価証券売却の理由

資産の効率化及び財務体質向上のため

２．投資有価証券売却の内容

(1) 売却株式　非上場株式１銘柄

(2) 売却日　平成27年４月１日

(3) 投資有価証券売却益　153百万円

Ⅹ　その他の注記

該当する事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益については、表示数値未満を四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月１２日

株 式 会 社 大 水
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　谷　上　和　範　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　栄　司　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社大水の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大水及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月１２日

株 式 会 社 大 水
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　谷　上　和　範　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　栄　司　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大水の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第８０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

株式会社　大　　水　　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　内　山　和　彦　㊞

監　査　役（社外監査役）　百　々　季　仁　㊞

監　査　役（社外監査役）　天　利　　均　㊞

以　上


VEGETABLE
OIL INK